

議第143号

京都市勸業館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市勸業館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市勸業館条例の一部を改正する条例

京都市勸業館条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

展示場、商談室、多目的室、 ^{ちゅう} 厨 房及び控室	午前 7 時から午後10時まで
会 議 室 及 び 工 芸 実 技 室	午前 9 時から午後 9 時まで

を

展示場、商談室、多目的室、 ^{ちゅう} 厨 房、控室、会議室及び工芸実技 室（以下「展示場等」という。）	午前 7 時から午後10時まで	に改める。
正面広場その他の構内地（展示 場等の利用者が、その全部又は 一部を独占して利用する場合に 限る。以下同じ。）		

別表第 2 大会議室の項中

午 前	12,075
-----	--------

を

早朝（1時 間につき）	5,145
午 前	12,075

に改め、同表第 1 会議室、第 2 会議室及び第 3

会議室の項中「第 1 会議室、第 2 会議室及び第 3 会議室」を「第 1 会議室、

第2会議室、第3会議室及び特別会議室」に、

午 前	3,465	を	早朝（1時間につき）	1,470	に改め、同表
			午 前	3,465	

工芸実技室の項中 「午 前 5,355」 を

早朝（1時間につき）	2,310	に、	午 前	6,825	を
午 前	5,355				

早朝（1時間につき）	2,940	に改め、同項の次に次の1項を加える。
午 前	6,825	

正面広場その他の構内地	屋 内	1平方メートル 1時間につき	19
	屋 外	1平方メートル 1時間につき	4

別表第2備考3中「つど」を「都度」に改め、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

- 3 会議室及び工芸実技室にあっては、午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間について利用の許可を受けたものは、それぞれ正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間においても、利用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

施設を利用することができる時間及び利用料金の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。